

県民図書室通信

発行:一般財団法人 神奈川県高校教育会館 県民図書室 横浜市西区藤棚町 2-197

第二の研究室

京都大学大学院博士後期課程 裴 潤哲

県民図書室に出会うまで

よく晴れた夏のある日のこと。大学院修士課程を修了したばかりで、東京でうだつの上がない日々を送る私に、指導教官から「神奈川県高等学校教育会館に行く予定があるから付き添って欲しい」と連絡が入った。その続きには「この教育会館に県民図書室がある。君が修士論文で取り組んでいた百校計画に関する資料がたくさんあるはず」とあった。

私は修士課程時代、百校計画により新設された母校の神奈川県立高校を研究対象に修士論文を書いていたのだが、その当時は百校計画について概略的に書かれたものや、母校の内部資料しか手に入れることができなかつた。自分の研究力不足に加え、限られた資料しか集められなかつたこともあり、研究の道を断念したのである。もしかしたら、限界を感じていた研究を前進させることができるかもしれない—そう思った私は食い気味に「ぜひ一緒にさせてください」と、返事をした。

ここからもう一度

指導教官とともに藤棚の長い坂を上り、神奈川県で最も歴史の古い希望ヶ丘高発祥の地の碑を後にし、高校のはじまりの歴史を感じながら県民図書室へとたどり着いた。案内をしていただきながら、私の眼前にまず飛び込んできたのは、各県立高校の記念誌棚である。さまざまなツテを使ってようやく手に入れた母校の記念誌はもちろんのこと、その他の棚には、百校計画に関する各種検討委員会の資料、現在では入手困難な当時の高校教育に関する書物だけでなく、最新の本や論文集などが揃っていることに、高鳴る鼓動を抑えることができなかつた。そしてなにより、私が研究対象としてきた百校計画で新設された高校で勤務して

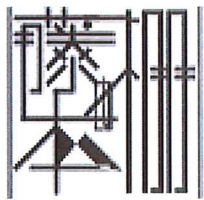
いたかつての先生や司書の方々が、書類だけでは分からない当時の情景をたくさん教えてくださった。

県民図書室をよすがに、資料や情報を集めながら、百校計画への解像度を上げていけば、煮詰まっていた研究を打破することができるのではないか。さらにそこから、現在の高校教育の抱える問題に接続できると確信した私は2年後、関東に居住しながら、古巣の大学院博士後期課程へと進学し、研究を再開したのである。

県民図書室での日々

それから県民図書室には、高頻度で通うこととなった。近隣の公共図書館では専門書があまり置いていないことと、大学院が遠方でなかなか足を運べないことから、書籍へのアクセスが限られている。だが、県民図書室で蔵書検索を行うと、私の探している本はほぼ全て揃っており、非常にありがたい。このように、県民図書室へ行く前には、読みたいものに目星をつけて行くのだが、探しているうちに隣接している他の資料に目が行き、読んでみると思いがけない情報が載っており、気づけば予定したものは別のものを探している、なんてことも日常茶飯事である。

また、図書室を訪れた際には、井上さんや金澤さん、司書の松本さんと、研究やNPOでの現場の話をして意見を頂いたりすることも多く、研究室の先輩たちと話している感覚になる。こうした県民図書室の光景から、私はかつて京都で送っていた大学院の研究室の情景を思い浮かべることが多々ある。もはや第二の研究室といっても過言ではない。このように、私の大学院生活は県民図書室のおかげで成り立っていることから、研究を通じてみなさまに還元できるよう、邁進していきたい。(ペー ゆんちよる)



ふじだなの
ほんだなから

Fujidana No Hondana



新しい学校運営組織・総括教諭制度について

はじめに

新しい学校運営組織と総括教諭制度は、2006年度から導入された。したがって、2005年度以前の退職者はこの制度を知らない。一方2006年度以降に採用された6000人の若い教職員には採用時から続く当り前の制度といえる。導入後すでに18年が経過しているので「新しい」という冠はすでにいらぬかも知れない。

1 主任制度から新しい学校運営組織へ

新しい学校運営組織とは、戦後数十年にわたって続いてきた校務分掌や各種委員会をそれぞれの学校の実情に合わせておよそ6つのグループに再編成するものであった。これにもなつて神奈川の県立学校では1978年に制度化された主任制は廃止され、学校が独自に設定した6グループにはグループリーダーとして総括教諭が充てられるようになった。神奈川の主任制度については、高校教育会館の「高校制度と自治史研究会」が刊行した「主任制度と学校自治」(2003年10月刊行)が詳しい。またこの間の経過については、「神高教のあゆみ—この20年を中心に—」(2011年3月刊行)の「第3章 教職員の管理強化と学校運営組織の改編、教職員の働き方改革をめざして」において、1970年代後半から現在に至るまで学校運営組織の変遷について俯瞰している。この48ページの冊子は、神高教HPでも閲覧できるが、県民図書室にて無料で配布を行っている。

2 新たな職として総括教諭の誕生

これまでの学校は、校長・副校長・教頭以外はすべての教員は教諭という単層構造であった。主任は校務分掌の中で互選され校長が任命した。一方、総括教諭は県教委が任命する「新しい職」であり、学校教育法第37条第9項に定められた「主幹教諭」である。県教委が学校現場に新制度について説明するために作成した「新たな学校運営組織、教員の新たな職Q&A」には「総括教諭は、あくまでも『教諭』であり、『教諭』本来の職務である『授業』や『学級担任』を行いながら、更に、グループリーダーとしての職務を行う。こうした重い職務・職責に対して、教員の新たな『職』として位置づけるとともに、給料表上に『新2級(仮称)]を設け、給与上の処遇を図る予定」とした。しかし、「所属グループのグループ員に対して『服務監督権』や『職務命令権』は持たない」と明記し、「中間管理職」ではないとしている。

3 企画会議の設置

「神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則」(以下、学校管理規則)に2005年新たに「高等学校には、企画会議を置く」と定められた。その構成員は、「校長、教頭、事務長、グループリーダー、その他校長が必要と認めたもの」とする。その所掌事項として、①学校運営上の重要事項に関する企画立案、②グループの業務の進行状況を踏まえた校長への報告、意見具申、③職員会議における協議事項の調整、④グループが企画した学校運営に関する原案の調整、に整理される。導入後の県が主催する新任総括教諭研修会では、「意見具申」が入っていることから「校長の下の御前会議にはならない」とことが強調された。

4 職員会議の形骸化が進行

企画会議が設置されたことによって、職員会議が形骸化され議論の場では無くなったという声が職場から聞こえてくる。神高教では、この制度が導入された2006年度から現在まで「総括教諭に対するアンケート調査」を毎年実施し、県民図書室の資料として保存している。企画会議と職員会議の関係についての設問で、「企画会議が学校運営の中心となり、職員会議が形骸化している」との回答が、2006年度調査では21.9%、2016年度調査では55.4%、そして2023年度調査では73.2%と上昇している。

5 職員会議と企画会議の関係

それでは前述した「新たな学校運営組織、教員の新たな職Q&A」に示された県教委の見解を引用する。

- 企画会議は、円滑な学校運営をするために設置するものであり、学校目標の設定、研究指定校への応募、キャリア教育の推進など、学校運営上の重要事項について企画立案を行うほか、各グループで作成した企画原案や職員会議における協議事項の調整等を行なうものである。
- 全職員への周知や共通理解が必要なものについては、職員会議を開催し、学校全体として共通理解を深める必要があることはこれまでと同様である。
- 以上のことから、企画会議が設置されることにより、職員会議の位置付けが変わるのではなく、従来の分掌単位で企画立案され、直接に職員会議で協議されていた内容が、企画会議での調整等を経ることで、より充実した内容になると考えられる。そのため、職員会議での協議はより具体化、実現等に向けての意見が交換でき、従来よりも短時間で密度の濃い会議になる。

職員会議については、「県民図書室通信・共同時空 112号」で「職員会議は機能していますか？」というテーマで岩崎長久氏が論じている。この機関誌は神奈川県高等学校教育会館HPで閲覧できる。学校を活性化するため、企画会議には、職員会議がすべての教職員の活発な議論の場となるよう協議事項を調整することが課せられている。

6 学校運営組織・総括教諭制度の総点検を

前述した学校管理規則の運用規定「神奈川県立高校学校の管理運営に関する規則の運用について」は、「学校運営には各教職員の自発性、創造性を尊重し、その特質を生かしてこれに反映されることが大切である。また教育活動の場においては、個々の教職員がそれぞれの教育に責任を持つことを基本とするとともに学校の教育目標の達成にむけて全体としての調和が図られるよう、その協調体制の整備も重要である」と明記している。この運用規定はまだ生きている。この理念を活かすよう2006年度に設置された学校運営組織・総括教諭制度を総点検することが今日の課題である。

(文責 県民図書室長 馬鳥 敦)

太字は県民図書室所蔵資料です。

共同時空 - <https://kyodojiku.wordpress.com>

検索

和書案内

■『ルポ学校がつまらない 公立小学校の崩壊』小林美希著 岩波書店 2024

小学生の不登校の増加が止まらない。子どもたちの「学校がつまらない」「学校に行きたくない」の理由はどこにあるのか。型にはめ込む管理型の教育現場では、少しでも「普通」から外れると「公立には合わない」「普通の学級には合わない」と「烙印」が押される。教員たちも過酷な労働環境のもとで疲弊していく現実がある。本書は格差の再生産のような公立小学校の実態を明らかにするとともに、子どもたちにとって本当に必要な小学校を取り戻すには教員の労働環境の改善が必要と説き、現状から脱する現場のとりくみなどを紹介している。

■『「多様な教育機会」をつむぐ ジレンマとともにある可能性（公教育の再編と子どもの福祉1）』

森直人・澤田稔・金子良事編著 明石書店 2024

教育学、社会学、社会政策・社会保障論など幅広い分野の研究者と、フリースクールや子どもの貧困対策などさまざまな支援現場にかかわってきた人たちが集い、現場と理論を結びつけるための模索を続けている。この「多様な教育機会を考える会」の活動の成果をまとめた本。「第4章 インクルーシブな高等学校づくりにおける実践の端緒」を教育研究所代表の中田正敏氏が執筆している。

■『教員不足 誰が子どもを支えるのか』佐久間亜紀著 岩波書店 2024

新学期に担任の先生がいらない。病休の先生の代理が見つからない。そんな悲鳴が全国の学校からあがっている。少子化にもかかわらず、事態が深刻化するのはなぜか。著者は、教員の過密化する業務、増大する非正規、軽視される専門性など問題の本質を独自に調査し、研究を進めてきた。本書はその成果をまとめたもので、日本の教育政策の問題点を指摘し、教育格差の広がるアメリカの実態をも手がかりに、公教育の意味を考える。

永野 未夏

新採用で学校図書館に配属されて今年で4年目。前任の方の図書館運営をなぞるばかりだった最初の頃と比べると、学習環境の変化に伴う影響や、新しく試みた小さな実践などによって、少しずつ図書館に変化がありました。

まずは生徒の一人一台端末の導入による変化について。「課題研究」の課程との連携として、以前は授業時間内に生徒が図書館へ一斉にやってきていたのですが、近年では自分の端末を使用して調べ学習を行う方が主流となってきました。「生徒が自分でインターネットをうまく利用して情報を探す力も大事！」と担当教員の方々とも相談をして、図書館には授業時間外に自分で行ってね！という方針になりました。

残念ながら自分から図書館に足を運んでくれる生徒ばかりではないので、毎年行っていた「テーマ調査」の内容を具体的なリクエスト用紙のように変更して、こちらから積極的に本を用意するようにしてみました。

提出された調査用紙を見ると、ざっくりとした内容しか書かれていないものや、リクエストが書いてあっても本を受け取りに来ないというようなケースもあ

れば、自分で読みたい本を探してきて何冊もリクエストの要望を出してくれる生徒も一定数いてくれたので、ひとまずは良し、と思いつつネット利用が本格化していく中で図書館のできるサービスをもっと考えないといけないなと思いました。

他にも、新着図書案内をデータでの配信に切り替えたり、12月中はクリスマスイベントとしておすすめの本を紹介するアドベントカレンダーのコーナー作ってみたりと、少しずつ新たな試みを行いました。どれもこれと言って大きな反響があったわけではありませんでした。生徒が実際にスマホの画面で新着図書案内を見せてきて「この本が読みたいんですけど、ありますか？」と訪ねてきてくれたり、図書館に来るたびにそっとアドベントカレンダーの引き出しをあけてみってくれる生徒がいたりする姿を見ると、試してみても良かったなあという気持ちになります。

毎年同じ内容の運営になってしまいがちですが、それでもこうして些細な試みにも反応を返してくれる存在がいてくれるのだから、より生徒の要望に沿った図書館となるように精進していきたいと思います。

(ながの みか 座間総合高等学校 学校司書)

雑誌
紹介

『季刊教育法』222号/223号

2024年9月25日/12月25日 エイデル研究所

2号続けて、「子どもと学校の現実に向き合うための教育法論点」という特集を組んでいる。222号では、「教育学の形成・発展と現在」(神大名誉教授・安達和志)、「少子化が進む中で教員を増員するということ」(日大・広田照幸/神奈川教組・島崎直人ほか)、「現代の学校と教員をめぐる自律性と『秩序』問題」(神戸大・山下晃一)、「子どもの貧困問題から見る教育の機会均等の課題」(法大・仲田康一)が掲載され、資料として『季刊教育法』の特集名一覧が添付されている。

223号では、「教育学 40年の回顧と展望」(東大名誉教授・堀尾輝久)、「校則を再考する」(明大・斎藤一久)、「インクルーシブ教育を問う」(東大・小国喜弘)、「学校事故問題の解決に向けた視点や課題」(国士館

大・堀井雅道)、「教育学としての教員の働き方改革論—給特法改廃論議を超えて—」(阪大・高橋哲)が掲載され、鼎談として、「いじめ防止対策法 現状と課題そして展望」(小野田正利・嶋崎政男・中西茂)が収録されている。

昨年末、文科省は中教審に学習指導要領の次期改訂に向けた検討を諮問した。同時に、質の高い教職員の確保に向けて、教職課程や研修制度についても諮問している。文科省は2026年度中に中教審から答申を受け取り、新指導要領を策定し、2030年度以降、小学校から順次実施する予定で、ICTの導入やAIによって学習環境が大きく変化しつつある中、教育条件を俯瞰する今回の特集はとて意義がある。

